

別海町観光協会公式キャラクター「別海りょウシくん」着ぐるみ使用規程

(目的)

第1条 この規程は、別海町観光協会公式キャラクター「別海りょウシくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 着ぐるみの使用は、次のいずれかに該当する場合に認める。

- (1) 別海町観光協会の主催・後援・協賛する行事等。
- (2) 北海道、国の主催・後援・協賛する行事等で別海町のPRになると認めるもの。
- (3) その他、別海町観光協会長が使用を認めた行事等。

(使用申請)

第3条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別海町観光協会長（以下「会長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認める場合は、着ぐるみの使用を許可する。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 別海町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、会長が着ぐるみの使用について、不適當であると認めるとき。

3 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行い、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、貸出の日から返却の日を含めて原則5日間以内とする。

(使用料)

第5条 別海町観光協会会員（以下「会員」という。）が使用する場合は、原則無料とする。ただし、出張費、運搬費等の実費を徴収することができる。

2 会員以外が使用する場合は、使用料及び出張費、運搬費等の実費を徴収することができる。この場合の使用料は、2万円（出張費、運搬費等の実費は含まない）を基本とし、申請者と協議により決定する。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、職員の確認を受けること。
- (4) その他、特に付した条件に従って使用すること。

(許可の取消)

第7条 使用許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 前項の行った者は、これにより協会に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(原状復帰)

第8条 使用許可者が着ぐるみを汚損した場合は、使用許可者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規程に関わらず、会長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用許可者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の対価をもって賠償をしなければならない。

(協会の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用許可者が被った被害及び使用許可者によりなされた第三者への損害に対しては、別海町観光協会は一切その責めを負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ使用申請書

平成 年 月 日

別海町観光協会長 宛て

申請者 住所

氏名

印

（法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者氏名）

別海町観光協会公式キャラクターの着ぐるみを別海町観光協会公式キャラクター「別海りょうしくん」着ぐるみ使用規程に基づき使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用用途
- 2 使用期間
- 3 連絡先（担当者、電話番号等）
- 4 添付書類（企画書等）

様式第2号（第3条関係）

着ぐるみ使用許可書

平成 年 月 日

様

別海町観光協会長

平成 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの使用について、下記のとおり許可します。

記

1 許可条件

- (1) 着ぐるみ使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 別海町観光協会公式キャラクター「別海りょうしくん」着ぐるみ使用規程を遵守すること。
- (3) 別海町観光協会公式キャラクター「別海りょうしくん」着ぐるみ装着注意事項に従って使用すること。
- (4) 着ぐるみを受け取る際は、本許可書を提示すること。

2 許可番号 第 号